

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 1 月 7 日
【会社名】	株式会社サガミチェーン
【英訳名】	SAGAMI CHAIN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鎌 田 敏 行
【本店の所在の場所】	名古屋市守山区森孝一丁目1709番地
【電話番号】	052(771)2126(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理担当 長 屋 昇
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 377,741,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	593,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数1,000株

- (注) 1 平成25年1月7日(月)開催の取締役会決議によるものであります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	593,000株	377,741,000	
一般募集			
計(総発行株式)	593,000株	377,741,000	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。
- なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れられません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
637		1,000株	平成25年 1月23日(水)		平成25年 1月24日(木)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
- 3 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払い込むものとし、
- 4 発行価格は本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社サガミチェーン 管理部	名古屋市守山区森孝一丁目1709番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社愛知銀行 今池支店	名古屋市千種区今池四丁目7番12号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
377,741,000	1,200,000	376,541,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

(2) 【手取金の使途】

平成26年3月期の設備投資計画は、国内では都心・副都心を中心に6店舗の新規出店、海外につきましては3店舗の新規出店を予定しております。国内での新規出店資金は1店舗につき60百万円～70百万円、海外での新規出店資金は1店舗につき20百万円前後を見込んでおり、新規出店合計9店舗における資金として440百万円を見込んでおります。既存店の改装も含む設備投資320百万円と合わせて総額760百万円を計画しており、本自己株式処分による調達する資金376,541,000円は上記設備投資資金の一部に充当する計画となっております。平成26年3月期設備投資計画

新規出店	国内6店舗	1店舗につき60百万円～70百万円
	海外3店舗	1店舗につき20百万円
設備投資	新規出店国内外9店舗	総額440百万円
	既存店の改装も含むその他設備投資	総額320百万円

- (注) 1 自己株式処分により調達する資金は、平成26年3月期設備投資計画の資金の一部に充当する計画となっております。
2 平成26年3月期設備投資計画にて不足する資金については自己資金及び借入資金で充当します。
3 設備投資時期は平成25年4月1日より平成26年3月31日までを予定しております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要		
名称	株式会社昭和	
本店の所在地	名古屋市熱田区明野町2番3号	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 青山 和暁	
資本金	9億6,000万円	
事業の内容	一般食品、砂糖、冷凍食品、塩干魚、冷凍魚、鰻、練製品、惣菜、乾物、珍味、業務用食品、酒類およびギフト品等を取り扱う総合食品卸売業	
主たる出資者及びその出資比率	株式会社甲子寅（出資比率56.7%）	
b 提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	279,894株（平成24年12月6日現在）
人的関係	当該会社から当社子会社へ2名職員の出向があります。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	当該会社から業務用食材を仕入れております。	

a 割当予定先の概要		
名称	昭和冷蔵株式会社	
本店の所在地	愛知県稲沢市福島町中之町80番地	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 神野 厚志	
資本金	9,600万円	
事業の内容	冷凍・冷蔵及び普通倉庫業	
主たる出資者及びその出資比率	株式会社昭和（出資比率100%）	
b 提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	当該会社から、食材・備品・消耗品の仕分・配送で取引がありません。	

a 割当予定先の概要	
名称	アサヒビール株式会社

本店の所在地	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 小路 明善	
資本金	20,000百万円	
事業の内容	酒類の製造及び販売	
主たる出資者及びその出資比率	アサヒグループホールディングス株式会社（出資比率100%）	
b 提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	82,000株
人的関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	当該会社が販売する商品を酒販店経由で仕入れております。	

a 割当予定先の概要		
名称	株式会社折兼	
本店の所在地	名古屋市西区名駅二丁目5番5号	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 伊藤 崇雄	
資本金	9,600万円	
事業の内容	食品包装容器、資材、衛生関連商品、環境対応品、厨房用品及び包装機械等のトータル販売等	
主たる出資者及びその出資比率	有限会社イトシン（出資比率16.5%）	
b 提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	26,695株（平成24年12月6日現在）
人的関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	当該会社から、食材・備品・消耗品の仕分・配送で取引がありません。	

（注）当該会社は、自己株式を34.1%保有しております。

a 割当予定先の概要	
名称	福島鯉株式会社
本店の所在地	京都市中京区堺町通御池上ル扇屋町661番地
代表者の役職及び氏名	代表取締役 宇田 弘
資本金	3,500万円

事業の内容	鯉節製造卸売および業務用食品卸売	
主たる出資者及びその出資比率	福島 さくら（出資比率7.9%）	
b 提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	当該会社が販売する削節を仕入れております。	

a 割当予定先の概要		
名称	イワイ通商株式会社	
本店の所在地	北海道旭川市二条通二十二丁目1番の64	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 岩井 隆行	
資本金	100万円	
事業の内容	食料品、加工品、内外物資の輸入及び販売業	
主たる出資者及びその出資比率	岩井 隆行（出資比率100%）	
b 提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	当該会社が販売する水産商品、加工品を仕入れております。	

a 割当予定先の概要		
名称	株式会社三忠	
本店の所在地	東京都江東区佐賀一丁目11番3号	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 田村 光司	
資本金	8,500万円	
事業の内容	内外穀物、製餡原料、製油醸造原料、玄蕎麦、冷凍タコ、タコ焼、胡麻、落花生の直輸入卸商	
主たる出資者及びその出資比率	田村 光司（出資比率 31.7%）	
b 提出者と割当予定先との間の関係		

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	4,620株
人的関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		当該会社を通じて蕎麦の実を仕入れております。

c 割当予定先の選定理由

外食産業では景気低迷やデフレ経済の影響によって飲食需要の伸び悩みがあり、先行きの不透明感が増しております。また、国内の人口減少や少子高齢化が進展しており、外食ニーズの多様化、内食・中食市場の拡大、若年層の飲酒需要の減少など、外食市場は構造的な転換期にあり、新しい顧客層や消費者ニーズの開拓に向けた企業間競争が激化しております。

このような環境のもと当社グループは、「グループ経営の強化」、「科学的経営の推進」、「研修制度の拡充」を柱に取り組んでおり、具体的には商材調達、メニュー及び販売促進政策の見直し、適正人員配置等での効率経営を推し進めた結果、グループ全体のFLR(食材費、人件費、賃料)比率は平成25年3月期第3四半期において、前年同期比で1.8%の改善となりました。そのような中において、保有する自己株式の活用方法について様々な観点から検討を重ねてまいりましたが、当社が将来に向けて更なる発展を図るためには、取引先との関係強化及び自己資本の充実が不可欠であり、そのことを目的として自己株式を割当てる戦略方針に至りました。上記の戦略方針に従い、協力関係先を模索してまいりましたが、当社と従来から取引のある株式会社昭和、昭和冷蔵株式会社、アサヒビール株式会社、株式会社折兼、福島鯉株式会社、イワイ通商株式会社、株式会社三忠を割当予定先として自己株式を処分することにより取引関係を強化し、お互いの強みの有効活用を図ることが最適策であるとの結論に至りました。当社はこれにより飲食事業における業界情報や営業ノウハウを共有化し、更なる発展に向けた経営戦略を講じて参りたいと考えております。

割当予定先個別選定理由

会社名	理由
株式会社昭和	エビ、水産物の安定供給と更なる関係強化
昭和冷蔵株式会社	各食材の集荷、店舗配送業務における更なる関係強化
アサヒビール株式会社	酒類、飲料の安定的な取引と更なる関係強化
株式会社折兼	洗剤・店舗備品、消耗品の集荷における更なる関係強化
福島鯉株式会社	削節の安定供給と更なる関係強化
イワイ通商株式会社	カニ、うに、いくら等の安定供給と更なる関係強化
株式会社三忠	蕎麦の実の安定供給と更なる関係強化

d 割り当てようとする株式の数

株式会社昭和	当社普通株式	200,000株
昭和冷蔵株式会社	当社普通株式	150,000株
アサヒビール株式会社	当社普通株式	100,000株
株式会社折兼	当社普通株式	50,000株
福島鯉株式会社	当社普通株式	45,000株
イワイ通商株式会社	当社普通株式	28,000株
株式会社三忠	当社普通株式	20,000株
合計	当社普通株式	593,000株

e 株券等の保有方針

当社は、各割当予定先会社から、一層の関係強化と中長期的に継続して当社株式を保有する意向である旨の報告を受けております。また、各割当予定先会社に対して、自己株式処分の期日（平成25年1月24日）から2年間において、本自己株処分により取得した当社株式の全部または一部を譲渡する場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社に書面にて報告すること、及び当社が当該報告内容等を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に報告し、当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する内諾を得ております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、各処分予定先に対して本自己株式処分に要する財産の存在について以下の内容で確認いたしました。株式会社昭和からは本自己株式処分に要する資金について面談時に自己資金にて行う旨を口頭で受け、更には当座勘定照合表並びに金融機関発行の残高証明書（平成24年12月18日現在）を確認しております。昭和冷蔵株式会社からは本自己株式処分に要する資金は面談時に金融機関からの借入れにより行う予定であり、金融機関発行の残高証明書（平成24年12月11日現在）にて4億円の当座貸越融資枠があることを確認しております。アサヒビール株式会社からは本自己株式処分に要する資金は同社の親会社であるアサヒグループホールディングス株式会社からの資金提供を受ける旨を書面にて確認しており、更にはアサヒグループホールディングス株式会社についても平成24年12月期第3四半期報告書より経営成績及び財務状況を確認しております。株式会社折兼からは面談時に本自己株式処分に要する資金は自己資金にて行う旨を口頭で受け、更には預金通帳のコピー並びに金融機関発行の残高証明書（平成24年12月18日現在）を確認しております。福島鯉株式会社からは本自己株式処分に要する資金は面談時に自己資金にて行う旨を口頭で受け、更には預金通帳のコピー並びに金融機関発行の残高証明書（平成24年12月14日現在）を確認しております。イワイ通商株式会社からは本自己株式処分に要する資金は代表取締役である岩井隆行氏が経営する別会社の旭川駅立売株式会社からの立替金にて行う旨を受け、イワイ通商株式会社の預金通帳のコピー並びに金融機関発行の残高証明書（平成24年12月14日現在）を確認しております。なお、旭川駅立売株式会社は北海道旭川駅構内において立売営業及び売店経営、更には国内百貨店にて産直駅弁の販売並びに

実演販売を行っております。当社は過去2年間の旭川駅立売株式会社の財務諸表の提出を受け、現預金が潤沢にあることを確認しております。株式会社三忠からは本自己株式処分に要する資金は面談時に自己資金にて行う旨を口頭で受け、更には当座勘定照合表並びに金融機関発行の残高証明書(平成24年12月17日現在)を確認しております。

以上により、当社は各処分予定先会社が本自己株式処分の払込に要する資金を上回る十分な現預金を有していることを確認しており、払込に要する資金については問題ないと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先各社は、従来からの取引関係等により当社が認識している情報において、社会的信用力は十分であると考えております。割当予定先及び割当予定先関係者が反社会的勢力でない旨、反社会的勢力が運営又は経営に関与していない旨、反社会的勢力と意図的に取引関係を有していない旨を直接面談する方法並びに関連情報のインターネット検索により確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所及び名古屋証券取引所に提出しております。また、上記とは別に各割当予定先会社につきましては、第三者の信用調査機関である株式会社東京商工リサーチ(東京都千代田区大手町1-3-1 代表取締役社長 菊池 昭一)に調査を依頼しました。その調査結果として、当該割当予定先及び割当予定先関係者についても反社会的勢力との関わりを示す情報などは掌握されていないため、反社会的勢力と関わりのあるものではないと判断される旨の報告を平成24年12月20日までに受けております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価格の算定根拠と合理性に関する考え方

処分価格につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議の前3ヶ月間(平成24年10月5日から平成25年1月4日まで)の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値平均である637円(円未満切捨て)といたしました。

直近3ヶ月間の当社株式の終値の平均値を採用した理由は、当社株式が特定日を除き市場における取引高が少なく、株価の短期的な変動より一定期間の標準化された値を基準とすることにより恣意性を排除でき、また割当予定先は当社株式の中長期保有を目的とした安定株主であることから、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断いたしました。

特定の一時点を採用することにつきましては一時的な株価の変動を受ける可能性があり、直近1ヵ月間の当社株式の終値の平均値を採用することにつきましても、年末年始の影響で直近2週間の取引日が5日間と少なく、直近6ヵ月間の当社株式の終値の平均値を採用することにつきましては、算定期間が長期間(平成24年7月5日~平成25年1月4日)であり、特に平成24年8月27日に発表した「業績予想の修正に関するお知らせ」が平均株価の算定期間内に該当することは、当社として合理的ではないと判断いたしました。

なお、処分価格637円(円未満切捨て)については、処分に係る取締役会決議日の直前取引日(平成25年1月4日)の終値666円との乖離率が4.35%、同決議日の直前1ヶ月間(平成24年12月5日から平成25年1月4日まで)の終値平均値である659円(円未満切捨て)との乖離率が3.33%、同決議日の直前6ヶ月間(平成24年7月5日から平成25年1月4日まで)の終値の平均値である635円(円未満切捨て)との乖離率は+0.31%となっております。上記処分価格の算定根拠は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱に関する指針(平成22年4月1日)」に準拠するものであり、特に有利な処分価格には該当しないものと判断しております。

また、上記処分価格については、監査役全員(うち社外監査役2名)が、特に有利な処分価格には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分の株式数は593,000株であり、当社の発行済株式総数の2.37%、総議決権数の2.45%となりますが、本自己株式処分は株式会社昭和、昭和冷蔵株式会社、アサヒビール株式会社、株式会社折兼、福島鯉株式会社、イワイ通商株式会社、株式会社三忠との関係強化及び自己資本の充実を目的に行うものである

ことから、当社企業グループは食材の安定供給と収益基盤強化による企業価値の向上に繋がるとともに、既存株主の皆様の利益向上にも必ず資するものと考えており、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権の割合	割当後の所 有株式数(千 株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
昭和産業株式会社	東京都千代田区内神田二丁目2-1	999	4.13%	999	4.04%
北村昌夫	名古屋市東区	795	3.29%	795	3.21%
岩月康之	名古屋市東区	764	3.16%	764	3.09%
株式会社愛知銀行	名古屋市中区栄三丁目14-12	749	3.10%	749	3.03%
株式会社昭和	名古屋市熱田区明野町2番3号	279	1.15%	479	1.94%
栗本美子	名古屋市天白区	460	1.90%	460	1.86%
サガミ共栄会	名古屋市守山区森孝一丁目1709	456	1.89%	456	1.84%
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13-1	399	1.65%	399	1.61%
大嶋つき子	愛知県尾張旭市	375	1.55%	375	1.51%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7-1	310	1.28%	310	1.25%
計	-	5,590	23.12%	5,790	23.37%

(注) 1 平成24年7月20日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成24年7月20日現在の総議決件数に本自己株式処分に係る議決権の数593個を加えた数を分母として算定し、小数点以下第三位を四捨五入しております。

3 株式会社昭和の所有株式数には、サガミ共栄会名義で所有する株式55千株を加え、サガミ共栄会の所有株式数から同株式数を控除して表示しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第42期事業年度)の提出日(平成24年4月20日)以降、本有価証券届出書提出日(平成25年1月7日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

平成24年4月23日提出の臨時報告書

(1) 株主総会開催の年月日 平成24年4月19日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

繰越利益剰余金の損失の補填を行い、財務体質を改善するとともに早期の復配を実現することを目的として、資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分をするものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

当社グループが属する外食業界における季節変動およびマーケット環境の変化等に伴い、利益面における上期・下期の偏重が拡大していることを踏まえ、会計期間を変更し、偏重を是正することで投資家の皆様に当社の決算状況をよりご理解いただけるよう、決算期を1月20日から3月31日に変更するものであります。

第3号議案 取締役6名選任の件

鎌田敏行、伊藤修二、伊垣政利、長屋 昇、大西尚真及び千住憲夫を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

藤井博規及び井口浩治を監査役に選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

織田義憲を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果。

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合数(%)
第1号議案 資本準備金の額の減少 並びに剰余金の処分の 件	12,697	493	0	(注)1	可決 96.3
第2号議案 定款一部変更の件	12,950	240	0	(注)2	
第3号議案 取締役6名選任の件					
鎌田敏行	12,151	1,039	0	(注)3	可決 92.1
伊藤修二	12,190	1,000	0		可決 92.4
伊垣政利	12,130	1,060	0		可決 92.0
長屋昇	12,131	1,059	0		可決 92.0
大西尚真	12,136	1,054	0		可決 92.0
第4号議案 監査役2名選任の件					
藤井博規	12,911	279	0	(注)3	可決 97.9
井口浩治	12,905	285	0		可決 97.8
第5号議案 補欠監査役1名選任の 件				(注)3	
織田義憲	12,783	407	0		可決 96.9

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前議決権行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認のできていない議決権の数は加算しておりません。

2 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第42期)及び四半期報告書(第43期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成25年1月7日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成25年1月7日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第42期)	自 平成23年 1月21日 至 平成24年 1月20日	平成24年 4月20日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第43期第 3 四半期)	自 平成24年 7月21日 至 平成24年10月20日	平成24年12月 3日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年4月14日

株式会社サガミチェーン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 川 勝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 實

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サガミチェーンの平成22年1月21日から平成23年1月20日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サガミチェーン及び連結子会社の平成23年1月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は資産除去債務に関する会計基準が平成22年3月31日以前に開始する連結会計年度から適用できることとなったことに伴い、当連結会計年度より同会計基準を適用して連結財務諸表を作成している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社サガミチェーンの平成23年1月20日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社サガミチェーンが平成23年1月20日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、当社(有価証券報告書提出会社)が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年12月3日

株式会社サガミチェーン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 川 勝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安 藤 泰 行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 實 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サガミチェーンの平成24年1月21日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成24年7月21日から平成24年10月20日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年1月21日から平成24年10月20日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サガミチェーン及び連結子会社の平成24年10月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年4月19日

株式会社サガミチェーン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 川 勝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 實

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サガミチェーンの平成23年1月21日から平成24年1月20日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サガミチェーン及び連結子会社の平成24年1月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について平成24年4月19日開催の第42期定時株主総会において承認された。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社サガミチェーンの平成24年1月20日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社サガミチェーンが平成24年1月20日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、当社(有価証券報告書提出会社)が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年4月14日

株式会社サガミチェーン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 川 勝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 實

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サガミチェーンの平成22年1月21日から平成23年1月20日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サガミチェーンの平成23年1月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は資産除去債務に関する会計基準が平成22年3月31日以前に開始する事業年度から適用できることとなったことに伴い、当事業年度より同会計基準を適用して財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、当社(有価証券報告書提出会社)が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年4月19日

株式会社サガミチェーン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 川 勝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 實

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サガミチェーンの平成23年1月21日から平成24年1月20日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サガミチェーンの平成24年1月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について平成24年4月19日開催の第42期定時株主総会において承認された。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、当社(有価証券報告書提出会社)が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。